

平成十六年八月三十一日受領
答 弁 第 四 七 号

内閣衆質一六〇第四七号

平成十六年八月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出災害弱者対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員前田雄吉君提出災害弱者対策に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府においては、関係省庁と共に、高齢者、障害者、乳幼児等防災上特に配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の避難を支援するためのガイドラインの策定に着手したところである。

二及び三について

内閣府が「井上防災担当大臣の「災害対策基本法の見直し」を志向する発言に対して、この法改正に消極的」であるとの御指摘が、具体的にどのような事実関係に基づくものであるのか必ずしも明らかではないが、政府としては、平成十六年七月の梅雨前線豪雨による災害の実態を検証しつつ、災害時要援護者に関する対策を含め、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）等関係法令に基づく防災対策の強化について検討し、適切に対処する所存である。